

東部市場近郷野菜売買参加者の認定に関する事務取扱要領

東部市場近郷野菜の売買参加者の認定については、大阪市中心卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第32条から第34条まで及び同施行規則（以下「施行規則」という。）第21条から第25条までに基づくほか、その細目については、この要領の定めるところによるものとする。

第1 販売品目等の条件

取扱品目は、近郷野菜に限る。

- 1 規格、容量、荷姿が統一されていないもの
- 2 荷口数が少量で、上場単位に満たないもの
- 3 主な品目

かぶら、貝われ、三ツ葉、まびきな、大阪みづな、しゃくしな、ほうれん草、青ねぎ、わけぎ、白瓜、ささげ、もやし、金時人参、葉付ごぼう、大根、白菜、トマト、なす、きゅうり、甘らん、きくな、みぶな、たかな

第2 認定基準

条例第32条第4項第3号に規定する知識、経験及び資力信用を有するものの認定は、次の基準による。

1 法人の場合

- (1) その法人のために常時売買に参加する者に、関係業務の経験が3年以上あること
- (2) その法人の資本金又は出資金が100万円以上あること
- (3) 認定を受けた後、継続して売買取引に参加し得る経営内容を有すると認められること
- (4) 市場関係業者に対し、著しく遅延した支払い債務がないこと
- (5) 売買代金の支払いについて、卸売業者と条例第44条第4項に規定する売買代金の支払いについて特約ができること

2 個人の場合

- (1) 関係業務の経験が5年以上あること
- (2) 売買参加の業務資金を30万円以上有すること
- (3) 法人の場合の(3)、(4)、(5)に同じ

第3 認定申請

認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第1）及び次に定める添付書類を市長に提出するものとし、申請書及び添付書類の様式は標準様式とする。

1 法人の場合

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の履歴書（写真（正面上半身、脱帽、6ヵ月以内に撮影されたもの）を貼付）及び戸籍抄本又はこれに代わる書面（住民票等）
- (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（役員名簿及び株主名簿）
- (5) 貸借対照表
- (6) 損益計算書
- (7) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書（別記様式第2）
- (8) 誓約書（別記様式第3）
- (9) 法人市町村民税の納税証明書
- (10) 営業実態調書（別記様式第4）

2 個人の場合

- (1) 住所、氏名及び生年月日を証する書類（住民票等）並びに履歴書（写真（正面上半身、脱帽、6ヵ月以内に撮影されたもの）を貼付）
- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 資産調書（別記様式第5）又は貸借対照表
- (4) (3)の預金額の預金残高証明書
- (5) 損益計算書
- (6) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書（別記様式第2）
- (7) 誓約書（別記様式第3）
- (8) 個人市町村民税の納税証明書
- (9) 営業実態調書（別記様式第4）

第4 認定の更新

1 認定の更新の期日

規則第22条第2項に規定する認定の更新の期日は、西暦の偶数年にあたる年の4月1日とする。

2 初回の認定における条件

初回の認定（新規の売買参加者の認定申請に対する認定をいう。以下同じ。）は、条例第77条の規定に基づき、認定の有効期間を認定日以降直近の更新の期日の前日までとすることを条件として付するものとする。

3 業務報告書

施行規則第22条第3項に規定する業務報告書の様式は、別記様式第6によるものとする。

第5 役員等の変更の届出

1 役員を変更又は増員しようとする場合は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 役員変更（増員）願
- (2) 登記事項証明書
- (3) 変更又は増員する役員の履歴書（写真（正面上半身、脱帽、6ヵ月以内に撮影されたもの）を貼付）及び戸籍抄本又はこれに代わる書面（住民票等）
- (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（役員名簿及び株主名簿）
- (5) 誓約書（別記様式第3）

2 その他

- (1) 代表取締役を変更しようとするときは、前項に準ずる。
- (2) 商号の変更、資本若しくは出資の額又は役員の減員等、登記事項の変更届には登記事項証明書（個人事業者の氏名又は住所の変更の場合は住民票）を添付して市長に届け出するものとする。

第6 認定業務の廃止

認定業務の廃止をしようとする者は、業務廃止届及び次に定める添付書類を市長に提出するものとする。

(1) 法人の場合

業務の廃止に係る法人の意思決定を証する書類の写し又はこれに代わる書類

(2) 個人の場合

本人確認書類の写し

第7 売買参加章

1 売買参加章の交付数

規則第24条第1項の規定による売買参加章の交付は、原則として1事業者1枚とする。

2 売買参加章の返還

次の各号のいずれかに該当することとなったときは、売買参加者又はその相続人もしくは清算人は、売買参加章を直ちに返還しなければならない。

- (1) 売買参加の業務を廃止したとき
- (2) 売買参加者が死亡、又は解散したとき
- (3) 売買参加者の認定の取消し処分を受けたとき

附 則

この要領は、昭和47年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和63年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年5月31日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から実施する。

別記様式第1（A4）

大阪市中央卸売市場東部市場近郷野菜売買参加
認定更新申請書

年 月 日

大阪市長 様

住 所
〔 法人にあっては
主たる事務所の
所 在 地 〕
氏 名
〔 法人にあっては
その名称及び
代表者の氏名 〕

大阪市中央卸売市場業務条例第32条第1項
大阪市中央卸売市場業務条例施行規則第22条第2項
の規定により、売買参加の
認定更新

を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

営 業 所 の 所 在 地			
資本金又は出資の額	円		
役 員 の 氏 名			
売買参加を行う市場及び取扱品目の部類	大阪市中央卸売市場東部市場 青果部		
取 扱 品 目	近 郷 野 菜		
売買参加章を使用する者の氏名及び住所			
支店及び支店長名			
支 店 の 所 在 地			

注 1 申請者が個人であるときは、資本金又は出資の額及び役員の氏名の欄は記入しないでください。

2 支店及び支店長名並びに支店の所在地欄は、支店で申請するときに限り記入してください。

別記様式第2（A4）

事業計画書				
年 月 日				
氏 名				
(法人にあってはその名称)				
		前年度	当該年度	次年度
売上金額		千円	千円	千円
内訳	野菜			
	果実			
	生鮮水産物			
	加工水産物			
	その他			
仕入金額				
内訳	野菜			
	果実			
	生鮮水産物			
	加工水産物			
	その他			
売上利益				
営業費用				
内訳	人件費			
	その他			
純利益				

注 1. 前年度には、法人にあっては前事業年度、個人にあっては、前年の1月から12月までの実績（税法に基づく確定申告の内容）を記入のこと

2. 当該年度には、申請の日までの実績に申請日以後の年度内の計画を加えたものを記入のこと

資本金（出資金）	千円
役員数	人
従業員数	人
内家族従業員数	人
営業開始年月日	年 月 日
毎月の休業日	
運搬車両器具	トラック 台 その他 台

営業所付近略図（簡単な地図）

誓 約 書

年 月 日

大阪市長 様

住 所
氏 名

私は、このたび大阪市中央卸売市場東部市場青果部の売買参加の認定を申請しましたが、大阪市中央卸売市場業務条例第32条第4項第2号、第4号及び第6号（個人の場合にあつては同条第4項第1号、第2号、第5号及び第6号）に該当しないことを誓約します。

(裏面)

(売買参加の認定)

第32条

4 市長は、第1項の認定の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定をしてはならない。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき
- (2) 第69条第3項第3号の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき
- (3) せり又は入札の方法による卸売の相手方として必要な知識、経験又は資力信用を有しないとき
- (4) 法人である場合には、その業務を執行する役員の中に第1号、第2号又は次号のいずれかに該当する者があるとき
- (5) 卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるときその他市長が市場における取引の適正かつ健全な運営を確保するため不適当であるとして市規則で定めるものであるとき
- (6) 申請者が市場において行おうとする業務が暴力団の利益になるとき

営 業 実 態 調 書

年 月 日

申請者氏名		営業者氏名	
商 号		営業店舗所在地	
現 住 所		営業開始年月日	年 月 日
従 業 員 数	男 人 女 人	店 舗 規 模	平方 ^{メートル}
休 業 日		予 想 客 数	
予想取扱高	1日平均 円 年 間 円	東部市場までの 所 要 時 間	
		自 家 営 業 者	
東部市場より店舗までの道順（地図）		売買参加者氏名住所	

資 産 調 書

年 月 日現在

氏 名

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
土 地	円	借 入 金	円
建 物		買 掛 金	
造作什器			
預 金			
有価証券			
売 掛 金			
合 計		合 計	

大阪市中央卸売市場東部市場近郷野菜売買参加者業務報告書

年 月 日

大阪市長 様

住 所
〔法人にあっては主たる
事務所の所在地〕

氏 名
〔法人にあってはその名称
及び代表者の氏名〕

大阪市中央卸売市場業務条例施行規則第22条第3項の規定により、次のとおり
業務報告します。

年 月 日 ／ 区 分		内 訳				
自 年 月 日 至 年 月 日	売 上 金 額		円			
	仕 入 金 額		円			
	仕 入 額 内 訳	仕 入 先		仕 入 金 額	主たる商品	
		青 果 部	東 部 市 場	売参 仕入	円	
				仲卸 仕入		
			その他市場 仕入			
		その他商品仕入				
		合 計				
	利 益 金		円			

※ 最近2年間分を報告すること